

2026

園 則
運 営 規 程

学校法人 アテネ学園

アテネ認定こども園

第 1 章
《 総 則 》

第 1 条 【 目的 および 運営の方針 】

- 1 学校法人 アテネ学園が設置する幼保連携型認定こども園は教育基本法、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づき、義務教育およびその後の教育の基礎を培う者としての満3歳児以上の子どもに対する教育ならびに保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行い、これらの子どもの健やかな成長が図られるよう適当な環境を与えて、その心身の発達を助長すると共に、保護者に対する子育て支援を行うことを目的とする
- 2 当園は教育・保育に関する専門性を有する職員が 家庭との密接な連携の下に子どもの発達状況を踏まえ 教育と保育を一体的に行うものとする
- 3 当園は地域社会の期待に応えられる創意と活力ある教育・保育活動を進め 子ども・保護者・地域に信頼されるよう努めるものとする

第 2 条 【 名称 および 所在地 】

- (1) 名 称 アテネ認定こども園
- (2) 所在地 山形県 酒田市 若原町 1 番 44 号

第 3 条 【 入 園 資 格 】

当園に入園できる者は、満3歳児～小学校就学の始期に達するまでの子ども および 満3歳未満の保育を必要とする子どもとする

第 2 章
《 学 期 および 休業日、教育・保育時間 》

第 4 条 【 学 期 】

1 年を次の 3 期に分ける

1 学期	4 月 1 日～7 月 31 日
------	------------------

2 学期	8 月 1 日～12 月 31 日
------	-------------------

3 学期	1 月 1 日～3 月 31 日
------	------------------

第 5 条 【 教育・保育の提供を行う日 】

- 1 当園の教育・保育を提供する日は、月曜日～土曜日までとする。ただし、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178条)に規定する休日、12月29日～31日および翌年1月1日～1月3日を除く
- 2 子ども子育て支援法 第19条 第1項 1号の子ども(以下「1号認定子ども」という)への教育・保育の提供については、前項の規定に関わらず、次の休業日を加える
 - ① 土 曜 日
 - ② 国民の祝日に関する法律に規定する日。ただし、日曜日と重なる場合はその翌日
 - ③ 夏 期 休 業 1 学期 終業式 翌日～2 学期 始業式 前日
 - ④ 冬 期 休 業 2 学期 終業式 翌日～3 学期 始業式 前日
 - ⑤ 学 年 末 休 業 3 学期 終業式 翌日～3 月 31 日
 - ⑥ 学 年 始 休 業 4 月 1 日～1 学期 始業式 前日
 - ⑦ その他、園長が必要と認めた日

第 6 条 【 教育・保育時間 および 教育日数 】

- 1 当園の教育週数は39週以上とする
- 2 教育標準時間認定を受けた園児に対する教育時間は 月曜日～金曜日の 9 時 00 分～14 時
- 3 保育標準時間認定(11時間)を受けた園児に対する教育・保育時間については、当園が定める次の時間の範囲内で支給認定保護者が保育を必要とする時間とするが、やむをえない事情により保育が必要な場合は開所時間内に延長保育を提供する 月～土 7 時～18 時までとする 18 時～19 時まででは延長保育
- 4 保育短時間認定(8時間)を受けた園児に対する教育・保育時間については、当園が定める時間の範囲内で支給認定保護者が保育を必要とする時間とするが、やむをえない事情により保育が必要な場合は開所時間内に延長保育を提供する また、重要事項において保育時間を変更した人は、その時間に準じるものとする 月～土 9 時～17 時までとする 7 時～9 時および17 時～19 時まででは延長保育
- 5 開所時間は 7 時～19 時までとする

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 第 3 章 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

《 教育内容・収容定員 および 学級編制 》

第 7 条 【 教育・保育内容 】

当園の教育・保育内容は、「子どもの健康」「人間関係」「環境」「言葉」「表現」、その他、園長が必要と認めたものとする

第 8 条 【 子育て支援 】

当園は在園児以外の地域の子育て家庭への支援および相互交流を図るため、次の子育て支援事業を実施する

- (1) 養育相談
- (2) 地域開放

第 9 条 【 利用定員 および 学級数 】

当園の利用定員および学級数は、次のとおりとする

	0 歳児	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児	計
1号定員			15				15
2号定員				19	17	20	56
3号定員	15	18	21				54
総数	15	18	24	23	21	24	125
学級数	1	1	1	1	1	1	6

- * 新2号認定は、1号定員に含まれる。また、2歳児クラスの1号認定とは満3歳児をさす
- * 1号定員に学年別の定員はなく、園全体で15名とする

第 10 条 【 教職員組織 】

当園の教職員組織は次のとおりとする。ただし、利用乳幼児の受入れ状況等により、員数が変動する場合があります。また、職員の職務は就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律その他の関係法令の定めるところによる

園 長	1 名
園内科医	1 名
園眼科医	1 名
園耳鼻科医	1 名
園歯科医	1 名
園薬剤師	1 名

教 頭 ・ 1号主幹保育教諭	1 名
2・3号主幹保育教諭	1 名
保 育 教 諭	17 名
事 務 職 員	2 名
補 助 職 員	5 名

バス運転手	2 名
バス添乗員	2 名
調 理 師	2 名

◎ パート職員、兼務職員を含む

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 第 4 章 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

《 入園・転園・退園・休園・修了 および 褒章 》

第 11 条 【 入園許可 】

- 1 当園は、市町村から教育・保育の実施について教育・保育給付認定を受けた1号認定子どもから当園の利用について申込みがあった時は次にあげる理由がある場合を除き、これに応じる。
 - (1) 利用定員に空きがない
 - (2) 利用定員を上回る利用の申込みがある
 - (3) その他、特別な事情があり、当園の安全な運営に支障をきたす
- 2 1号認定子どもについて利用定員を超える申込みがあった場合は下記の方法により選考を行い、園長が入園者を決定する
 - (1) 先着順による
- 3 子ども子育て支援法19条第1項2号の子ども(以下「2号認定子ども」という)および子ども子育て支援法19条第1項3号の子ども(以下「3号認定子ども」という)については子ども子育て支援法第42条の規定により、市町村が行った利用調整により利用が決定したときはこれに応じる

第12条 【入園手続】

入園志望者は所定の申込書に必要事項を記入し、園長に提出しなければならない

第13条 【退園（休園）】

- 1 退園または休園しようとする1号認定子どもは、基本的に「1か月以上の休園」はないものとする。休園にあたる「長期休業」をする場合はいったん退園し、再入園するものとする
*「休園」は「就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則(平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令 第2号 第16条)」により、園則に記載することとする
- 2 退園(休園)する者は、その理由を記して保護者から園長に願い出なければならない
- 3 当園の2号認定子どもおよび3号認定子どもが、次のいずれかに該当する時は、保育・教育の提供を終了するものとする
 - (1) 子ども子育て支援法施行規則第1条の規定に該当せず、市町村が利用を取消した
 - (2) 支給認定保護者から当園の利用の取消しの申し出があった
 - (3) 市町村が当園の利用継続が不可能であると認めた
- 4 病気・その他の理由により、他の園児に悪影響を及ぼすおそれのある者は、退園(休園)させることがある
- 5 保育料を2ヶ月以上滞納した場合は、退園(休園)させることがある

第14条 【復園】

休園理由が消滅した時は、保護者は申請書を新たに提出して復園を願い出、園長等の許可を得なければならない

第15条 【転園】

- 1 園児が転園しようとする時は、保護者は転園を願い出て、園長の許可を得なければならない
- 2 園長は転園を許可した時は、在園証明書ならびに幼児健康診断および認定子ども園指導要録を転出先の園長に送付しなければならない

第16条 【成績の評価】

満3歳児以上の各学年の課程の修了は園児の平素の成績を評価し、学年末において認定する

第17条 【修了】

園長は、園児が所定の全過程を修了したと認められるときは、修了証書を授与する

第18条 【褒章】

心身の発達が著しく他の模範となる者は、これを褒章することができる

第5章 《 保育料・入園料 》

第19条 【保育料・入園料】

- 1 園児の居住する市町村が定める保育料(利用料)を徴収する
- 2 特定負担額は3歳児クラス(満3歳児クラスを含む)以上のみ全員とし、別表に準ずるものとする
- 3 園児が在籍中は、保護者は出席の有無にかかわらず、保育料等を所定の期日までに納入しなければならない
ただし、次の各号に該当する場合は、保育料を減免することができる。詳しくは別表に準じるものとする
 - (1) 途中入園の場合は、入園料の一部を減免される
 - (2) 園長が必要と認めた場合(災害等、特別な事情がある場合)

第6章 《 安全対策、緊急時の対応 および 非常災害対策 》

第20条 【安全対策】

当園は、安全かつ適当に、質の高い教育・保育を提供するために、事故防止・事故対応マニュアルを策定し、事故を防止するための体制を整備するものとする

第 21 条 【 緊急時における対応方法 】

- 1 当園の職員は、教育・保育の提供を行っている時に、園児の体調の急変、その他、緊急事態が生じた時は速やかに囑託医または園児の主治医に連絡する等、必要な措置を講ずるものとする
- 2 教育・保育の提供により、事故が発生した場合は園児の保護者等に連絡すると共に、必要な措置を講ずるものとする
- 3 当園は事故の状況や事故に際してとった処置について記録すると共に事故発生の原因を解明し再発防止のための対策を講じるものとする
- 4 園児に対する保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする

第 22 条 【 非常災害対策 】

- 1 非常災害に備えて消防計画等を作成し、防火管理者を定め、少なくとも毎月 1 回以上、避難および消火にかかる訓練を実施するものとする
- 2 前項における訓練の結果を踏まえ、計画等の検証および必要な見直しを行うこととする

第 23 条 【 虐待防止のための措置に関する事項 】

当園は、園児に対する虐待を防止するため、教職員に対する研修を定期的に行う

. 第 7 章
 《 業務の質の評価 および 情報提供 》

第 24 条 【 教育・保育の質の評価 】

- 1 当園は、教育および保育、子育て支援事業の運営水準の向上を図るため、その運営状況について次のとおり自ら評価を行いまたは評価を受け、運営改善のために必要な措置を講ずるものとする
 - (1) 定期的に自己評価を行い、その結果を公表する
 - (2) 園児の保護者、その他の関係者による評価を受け、その結果を公表するよう努める
- 2 前項のほか、当園は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表するよう努めるものとする

第 25 条 【 情報提供 】

当園は、当園の教育活動その他の園運営の状況について、保護者に対して積極的に情報を提供するものとする

. 第 8 章
 《 補 則 》

第 26 条 【 雑 則 】

この園則実施に必要な事項は園長が定める

附 則

この園則は	2004	年	4	月	1	日	より	施行する	この園則は	2015	年	4	月	1	日	より	施行する
この園則は	2005	年	4	月	1	日	より	施行する	この園則は	2016	年	4	月	1	日	より	施行する
この園則は	2006	年	4	月	1	日	より	施行する	この園則は	2017	年	4	月	1	日	より	施行する
この園則は	2007	年	4	月	1	日	より	施行する	この園則は	2018	年	4	月	1	日	より	施行する
この園則は	2007	年	10	月	10	日	より	施行する	この園則は	2019	年	4	月	1	日	より	施行する
この園則は	2008	年	4	月	1	日	より	施行する	この園則は	2019	年	10	月	1	日	より	施行する
この園則は	2009	年	4	月	1	日	より	施行する	この園則は	2020	年	4	月	1	日	より	施行する
この園則は	2009	年	11	月	12	日	より	施行する	この園則は	2021	年	4	月	1	日	より	施行する
この園則は	2010	年	2	月	1	日	より	施行する	この園則は	2022	年	4	月	1	日	より	施行する
この園則は	2010	年	4	月	1	日	より	施行する	この園則は	2023	年	4	月	1	日	より	施行する
この園則は	2011	年	4	月	1	日	より	施行する	この園則は	2024	年	4	月	1	日	より	施行する
この園則は	2012	年	4	月	1	日	より	施行する	この園則は	2025	年	4	月	1	日	より	施行する
この園則は	2013	年	4	月	1	日	より	施行する	この園則は	2026	年	4	月	1	日	より	施行する